

## 競争参加者の資格に関する公示

「令和８年度那覇港事業効果検討業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年２月１３日

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長 山本 大志

◎調達機関番号００７

◎所在地番号４７

### １．業務概要

（１）業務名 令和８年度那覇港事業効果検討業務

（２）業務内容 本業務は、那覇港新港ふ頭地区ふ頭再編整備事業、那覇港浦添ふ頭地区国内物流ターミナル整備事業に係る事業再評価資料の作成、及び那覇港が抱える現況の課題を把握するとともに、これらに対処するための港湾整備事業の必要性、その事業費、整備手順、及び整備効果について検討するものである。

（３）履行期限 契約締結日の翌日～令和９年３月３１日

### ２．申請の時期

令和８年２月１３日から令和８年２月２０日１７時１５分（期間最終日の受付は１２時００分）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、参加表明書の提出期限までに設計共同体として資格の認定を受けていなければならない。

### ３．申請の方法

#### （１）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、令和８年２月１３日から内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約管理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。なお、沖縄総合事務局開発建設部ホームページからも入手することができる。

沖縄総合事務局開発建設部ホームページ

[http://www.ogb.go.jp/kaiken/014405/kaiken\\_keiyaku\\_keiyaku](http://www.ogb.go.jp/kaiken/014405/kaiken_keiyaku_keiyaku)

#### （２）申請書の提出方法

申請者は、申請書に「令和８年度那覇港事業効果検討業務設計共同体協定書」

（４．（４）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、電子メールにより提出すること。メール送信後、提出場所：１）に記載の電話番号へ申請書のメール送信の連絡をすること。

提出場所：１）

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1  
那覇第２地方合同庁舎２号館  
沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理係  
電話：098-866-0031（内線）2541  
メールアドレス okisou-sikaku-kouji.n3a@ogb.cao.go.jp

（３）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

#### ４．設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年１０月２５日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「令和６年１０月２５日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

（１）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- １）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ２）沖縄総合事務局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- ３）沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ４）令和６年１０月２５日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

（２）業務形態

- １）構成員の分担業務が、業務の内容により「令和８年度那覇港事業効果検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。
- ２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「令和８年度那覇港事業効果検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。

（３）代表者要件

構成員において決定された代表者が、「令和８年度那覇港事業効果検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。

（４）設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「沖縄総合事務局開発建設部の発注に係る建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成12年3月10日付け府開管理第157-1号）の別紙１に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5. 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の扱い

4. (1)2)の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4. (1)2)の認定を受けていない構成員が 4. (1)2)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、 4. (1)2) の認定を受けていない構成員が当該業務に係る参加表明書の提出期限までに4. (1)2)の認定を受けていないときは設計共同体としての資格がないと認定する。

6. 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7. 資格の有効期間

6. の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

（1）設計共同体の名称は、「令和8年度那覇港事業効果検討業務△△・□□設計共同体」とする。

様式 1

競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）

貴部局で行われる令和 8 年度那覇港事業効果検討業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名) \_\_\_\_\_

| 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 | 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 |
|-------|------|-------|-------|------|-------|
|       | 第 号  | 年 月 日 |       | 第 号  | 年 月 日 |

(会社名) \_\_\_\_\_

| 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 | 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 |
|-------|------|-------|-------|------|-------|
|       | 第 号  | 年 月 日 |       | 第 号  | 年 月 日 |

(会社名) \_\_\_\_\_

| 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 | 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 |
|-------|------|-------|-------|------|-------|
|       | 第 号  | 年 月 日 |       | 第 号  | 年 月 日 |

○年○月○日

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

共同体名 \_\_\_\_\_

(代表者) 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者氏名 :  
電 話 :  
電子メール :

(構成員) 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(構成員) 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

記載要領

登録事業名の記入にあたっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等）の 18 の登録事業に限るものとする。

別紙 1

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、 年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) 〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 〇〇業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務      〇〇株式会社  
〇〇〇の〇〇業務      〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発注した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

|     |        |       |    |    |   |
|-----|--------|-------|----|----|---|
| 代表者 | 〇〇株式会社 | 代表取締役 | 〇〇 | 〇〇 | 印 |
|     | 〇〇株式会社 | 代表取締役 | 〇〇 | 〇〇 | 印 |